

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年6月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「職員が請求した」を「職員（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）が請求した」に改め、同条第3項を削り、第7条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）